

2022年度
環境省請負業務

令和4年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業の適合 性確認等業務

(三井住友信託銀行株式会社によるポジティブ・インパクト・ファイナンス・フレームワー
ク)

適合性確認報告書

2023年1月

株式会社日本格付研究所

目次

1	本適合性確認等業務の背景、目的.....	1
2	適合性確認等業務の概要	4
2.1	参照する原則・ガイドライン等	4
2.2	結論要約	4
3	フレームワーク作成者及びフレームワークの概要	6
3.1	フレームワーク作成者の概要	6
3.2	本フレームワーク作成の目的	6
3.3	UNEP FI ポジティブ・インパクト・ファイナンスの概要.....	7
3.4	三井住友信託銀行のモデル・フレームワークを活用した評価プロセス.....	9
3.5	透明性の担保	12
3.6	三井住友信託銀行のインパクト評価体制について.....	13
4	適合性確認の枠組み	14
5	IF 基本的考え方及び IF 評価ガイドへの適合性確認.....	15
6	UNEP FI PIF 原則およびモデル・フレームワークへの適合性確認	16
7	適合性確認機関	21

1 本適合性確認等業務の背景、目的

本事業は、国内におけるグリーンファイナンスをさらに普及させるために、同分野におけるモデル事例の創出・情報発信をするものである。

地球温暖化対策や自然資本の劣化の防止に資する企業等の事業活動への民間資金を導入するための有効な枠組みの一つとして、2019年3月に「サステナビリティ・リンク・ローン原則」（以下「SLLP」という。）が策定された（2021年5月、2022年3月改訂）。これは、借り手となる企業等のサステナビリティ経営の高度化をコーポレートファイナンスと結びつけた枠組みである。近年、国際的には企業等の借り手が野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）を達成することを奨励するローンである「サステナビリティ・リンク・ローン（以下「SLL」という。）」が活発になってきている。また、SLLと同様のフレームワークによる「サステナビリティ・リンク・ボンド（以下「SLB」という。）」について、ICMA（国際資本市場協会）が2020年6月に「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」（以下「SLBP」という。）を発表し、国内外でSLBの発行も進んでいる。加えて、金融機関・投資家が環境・社会・経済へのインパクトを明確な意図を持って追求する「インパクトファイナンス」の取組が様々なイニシアティブによって進められている。

国内においては、環境省にて、2022年7月に、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン」（以下「GB・SLBガイドライン」という。）及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（以下「GL・SLLガイドライン」という。）を改訂した。しかし、現状、パリ協定で掲げられた目標、SDGsのような国際目標や、2021年4月に首相が表明した2050年までのカーボンニュートラルの実現に向け民間資金を大量に導入していく必要がある中で、我が国におけるこうした金融手法の普及は十分とはいえない。

SLL、SLB、インパクトファイナンスは資金用途を特定せず、企業の長期的な環境ビジョンの達成に対して柔軟な資金調達を可能とする特性を有しているが、2019年に市場で取引が開始されたばかりであり、一部にはグリーンウォッシュの懸念がある事例も海外では指摘されている。

以上の状況を踏まえ、GB・SLBガイドライン、GL・SLLガイドライン、「インパクトファイナンスに関する基本的考え方」、「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」及びその他各種原則・ガイドライン（以下「本件ガイドライン等」という。）に適合し、かつ、特に環境面において先進的かつ市場に波及効果をもたらし得る等のモデル性を有すると考えられる「SLL、SLB若しくはインパクトファイナンスの調達又は発行事例」、「金融機関等のSLL若しくはインパクトファイナンスの枠組み」に関して適合性確認等を実施し、情報発信することで、国内においてグリーンファイナンスをさらに普及させることを目指す。

環境省の請負業者である株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLL等のモデル創出に向け

て、環境省が公募で選定した事例の本件ガイドライン等に対する適合性確認等を目的として、本業務を実施する。

今回金融機関等が定めるインパクトファイナンスに関するフレームワークの事例として三井住友信託銀行から、「複数のファイナンスで参照可能なポジティブ・インパクト評価フレームワーク」の応募があった。応募案件を審査委員会で審議した結果、以下の点を評価してモデル事例に選定した。

<実施体制の先進性>

- 1) インパクトファイナンスの評価体制を内部で構築しているほか、科学・技術的知見から当該評価を支える専門家集団を擁している。
- 2) 従来の個別のポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下「PIF」という。）評価と比較して、より適切かつ効果的に中長期的な評価とモニタリングに活用できる。
- 3) 三井住友信託銀行が個社に対して実行する複数の融資を一つのポジティブ・インパクト評価（以下「PI評価」という。）に紐付けることに加え、他金融機関も当該PI評価を活用し融資実行できるため、対象企業への融資ポートフォリオ全体を一つのPI評価に紐付けることができ、ポートフォリオベースでのIMM（Impact Measurement and Management）¹の実現が期待できる。

<市場に対する波及効果>

- 1) 個別PIFを軸にポートフォリオベースのインパクト管理を精緻化する試みであり、ポートフォリオベースでのIMMを実践するフレームワークとして、他の金融機関も参照しやすい。
- 2) 独力でのPIF実行が困難な地域金融機関が三井住友信託銀行のPI評価を参照し、自らエンゲージメントを実践することで、地域金融機関のインパクト管理・評価に関する体制整備・知見向上への貢献が期待される。
- 3) 評価を受ける企業は、複数の金融機関が同一のPI評価を参照することで融資毎のインパクト管理・提出が一元化されるケースが増えることから、企業からのニーズも高い。

<効率性>

- 1) フレームワーク設定時に第三者評価を取得するため、個別案件組成時の第三者評価

¹ 金融機関が、自社の融資ポートフォリオ全体について、環境・社会・経済に対するインパクトを紐付け、それらのインパクトが融資を通じて「どの程度創出されたか」を定量的に測定し、管理する手法を指す。

取得が不要であることから、企業のコスト負担が軽減され、金融機関の事務負担も軽減される。

- 2) 個別融資の都度インパクト評価が不要なことから、機動的なインパクトファイナンスの実行が可能となる。
- 3) 複数の金融機関が共通して参照できることから、企業のインパクト管理の一元化が一定程度図られる。

<インパクト評価方法の先進性>

- 1) 三井住友信託銀行は2019年よりUNEP FIのポジティブ・インパクト金融原則、モデル・フレームワーク及びインパクト・レーダーを参照し、グローバルに認知されたインパクトの包括分析・特定・評価・モニタリング体制を内製化しており、当該体制は国内外の金融機関の先行事例である。
- 2) インパクトの管理においては、個別融資からポートフォリオベースに移行することで、より高度な管理手法を試みており、三井住友信託銀行が参画する責任銀行原則等で要求されるポートフォリオベースでのインパクト管理の高度化を図っている。

モデル創出事業における審査の過程で、審査委員会は以下の点に留意したうえでフレームワークの構築及び運用をすることを要請している。

- 個別の評価実施に際しては、評価対象企業のインパクト KPI について、達成率など、定量的に説明いただくことで、さらなる波及効果がもたらされるよう留意されたい。

JCRは、三井住友信託銀行に審査委員会からの要請を伝達した。これを受けて、今後、三井住友信託銀行は、個別評価実施における評価対象企業のインパクトKPIの達成状況等に関する開示状況を環境省に報告するとともに、一般向けに開示する予定である。

2 適合性確認等業務の概要

2.1 参照する原則・ガイドライン等

環境省 インパクトファイナンスに関する基本的考え方（IF 基本的考え方）

環境省 グリーンから始めるインパクト評価ガイド（IF 評価ガイド）

UNEP FI² ポジティブ・インパクト金融原則（PIF 原則）

UNEP FI 資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）

2.2 結論要約

三井住友トラスト・ホールディングスは、「経営および社会のサステナビリティの強化」を重点取組テーマの一つに掲げ、グループの価値創造強化に取り組んでいる。中長期的な価値創造プロセスに影響を与える重要課題（マテリアリティ）のうち、社会課題解決型ビジネスから社会的価値の創出につながる項目を「インパクトマテリアリティ」、価値創造の根幹に与える項目を「ガバナンス・経営基盤マテリアリティ」、財務パフォーマンスに直接影響を与える項目を「財務マテリアリティ」の3つに区分し、リスクアペタイト・フレームワーク³（RPA）の中で適切に管理するマテリアリティ・マネジメントを実践している。

三井住友信託銀行は、2019年9月に「責任銀行原則（PRB：Principles for Responsible Banking）⁴」の発足署名機関となり、世界の署名銀行と連携し、SDGs（持続可能な開発目標）及び気候変動に関するパリ協定と整合性をもって戦略的に事業を行うことを表明している。

同グループは、国内唯一の信託銀行グループとして、信託の力による社会的価値創出と経済的価値創出の両立を目指しており、重要なサステナビリティ課題の解決に貢献する革新的な金融

² 国連環境計画 金融イニシアティブの略。

³ 経営戦略実現のため、リスクキャパシティの範囲内で、リスクアペタイトを決定するプロセス及びその適切性・十分性をモニタリングし担保する内部統制システムから構成される全社的な経営管理の枠組

⁴ 正式名称は「Principles for Responsible Banking」。持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定で定められた目標に沿って、金融機関として社会的な役割と責任を果たしていくための枠組み。銀行業務において、ビジネス機会およびリスクの両面でインパクトを及ぼし得る分野を特定し事業戦略を設定、目標達成のために行動を起こし、進捗状況については透明性のある開示を行うことを目指す。2019年9月に発足。国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が運営している。PRBは6つの原則を効果的に実施し、銀行が生み出すインパクトや社会への貢献を継続的に高めるため定められた3つの重要ステップ（インパクト分析、目標設定と実行、説明責任）を原則4年以内に完了することを署名機関に求めている。世界中の銀行資産の40%以上を占める200超の銀行が署名している。

<https://www.unepfi.org/banking/bankingprinciples/>

商品・サービスの開発を推進している。サステナブル・ファイナンスの分野では、先駆的に PIF に取組むなど、当該分野における第一人者として他金融機関をリードしてきた。同社は与信ポートフォリオベースのインパクト管理を可能とする、より実践的な仕組みとして、複数のファイナンスで参照可能な PI 評価フレームワークを開発・導入した。

JCR は、環境省のインパクトファイナンスに関する基本的な考え方、グリーンから始めるインパクト評価ガイド、UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則および資金用途を特定しない事業会社向けモデル・フレームワークで示された事項に従い、本フレームワークのガイドラインへの適合性確認を行った。その結果、本フレームワークは上記原則類の要件を満たしており、今後の国内におけるインパクトファイナンスの普及に向けた先駆的なモデル事例であると評価している。

3 フレームワーク作成者及びフレームワークの概要

3.1 フレームワーク作成者の概要

三井住友トラスト・ホールディングスは、「経営および社会のサステナビリティの強化」を重点取組テーマの一つに掲げ、グループの価値創造強化に取り組んでいる。中長期的な価値創造プロセスに影響を与える重要課題（マテリアリティ）のうち、社会課題解決型ビジネスから社会的価値の創出につながる項目を「インパクトマテリアリティ」、価値創造の根幹に与える項目を「ガバナンス・経営基盤マテリアリティ」、財務パフォーマンスに直接影響を与える項目を「財務マテリアリティ」の3つに区分し、リスクアペタイト・フレームワーク⁵（RPA）の中で適切に管理するマテリアリティ・マネジメントを実践している。

2019年9月には、「責任銀行原則（PRB：Principles for Responsible Banking）」の発足署名機関となり、世界の署名銀行と連携し、SDGs（持続可能な開発目標）及び気候変動に関するパリ協定と整合性をもって戦略的に事業を行うことを表明している。

国内唯一の信託銀行グループとして、信託の力による社会的価値創出と経済的価値創出の両立を目指しており、重要なサステナビリティ課題の解決に貢献する革新的な金融商品・サービスの開発を推進している。サステナブル・ファイナンスの分野では、世界第一号のポジティブ・インパクト・ファイナンスや本邦初のトランジション・ローンに取り組むなど、当該分野における第一人者として他金融機関をリードしてきた。足元では、プロジェクト・ファイナンス向けのサステナブル・ファイナンスやエクイティ・ファンドへのインパクト評価等、対象アセットや手法の多様化を進め、サステナブル・ファイナンスマーケットの拡大に努めている。

3.2 本フレームワーク作成の目的

三井住友信託銀行は、2019年度から『投融資先が環境・社会・経済に及ぼすインパクト』を測定・管理し、適切なマネジメント（ネガティブ・インパクトの最小化及びポジティブ・インパクトの最大化を促すエンゲージメント）を行い、目標設定のうえ、その達成状況について開示していくこととしている。その一環で、同社はポジティブ・インパクト・ファイナンスを導入し、より多くのインパクト創出を目指しており、また、創出したより多くのインパクトを管理することを目的とし、与信ポートフォリオベースのインパクト管理を可能とする、より実践的な仕組みとして、本件開発・導入に至ったものである。

与信ポートフォリオベースのインパクト管理が必要となった背景には、金融機関に求められる融資先の脱炭素化を促すイニシアティブへの参画がある。三井住友トラスト・ホールディン

⁵ 経営戦略実現のため、リスクキャパシティの範囲内で、リスクアペタイトを決定するプロセス及びその適切性・十分性をモニタリングし担保する内部統制システムから構成される全社的な経営管理の枠組

グスは、NZBA(Net Zero Banking Alliance⁶)の枠組に則して NZBA 指定の 9 セクター（電力、石油・ガス、石炭、鉄鋼、運輸業、セメント、アルミニウム、不動産、農業）について、当該セクターの GHG 排出量ネットゼロに向けた具体的な削減計画の開示、また、NZBA 指定 9 セクターすべての中間目標設定と具体的な削減計画の開示を実施していくことを経営としてコミットしている。

2022 年 10 月には、1 つ目のセクターの開示として電力セクターの 2030 年までの GHG 排出量に関する中間削減目標を開示し、2 つ目の開示として石油・ガスセクターの中間削減目標を 2023 年 3 月までに開示する予定である。このように、まずは GHG 排出量削減に関して投融资ポートフォリオベースでの対応を推進していく方針である。また、気候変動以外の領域でのインパクト創出も含めたサステナブル・ファイナンスの 2021~2030 年度累積実行額 10 兆円（インパクトエクイティ 2.5 兆円を含む）を長期目標として掲げている。2022 年 3 月末での実績額は 0.83 兆円となっており、本件の新たなフレームワークを活用し、目標達成を目指している。

3.3 UNEP FI ポジティブ・インパクト・ファイナンスの概要

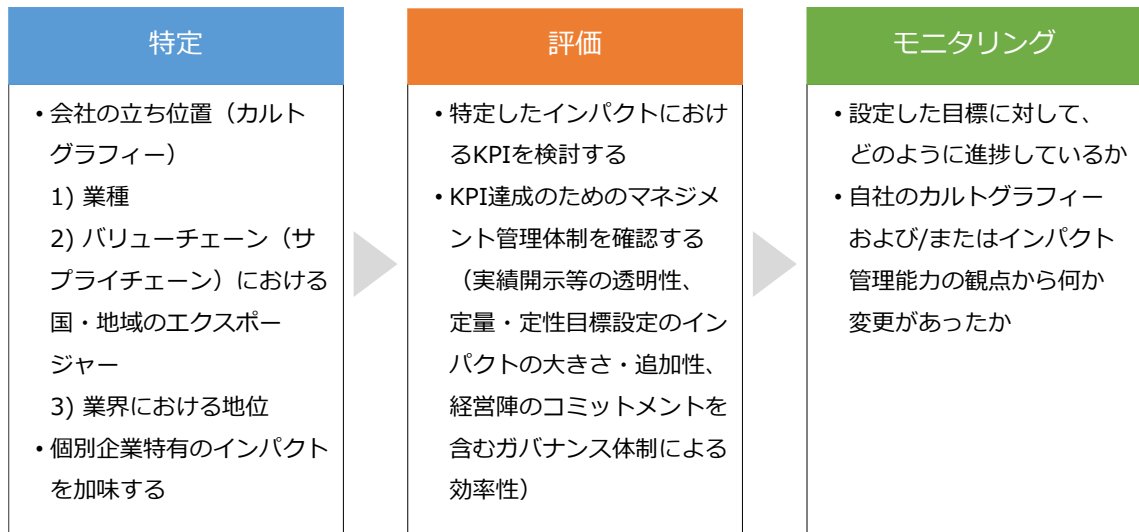
ポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、「PIF」）とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査、評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定、評価のうえ、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は 4 つの原則からなる。第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

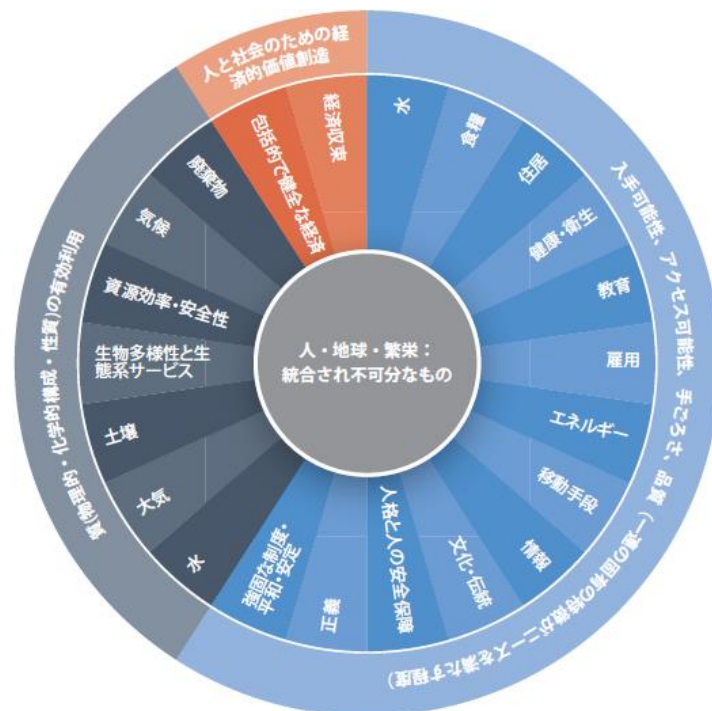
UNEP FI では、PIF 実践にあたりモデル・フレームワークを公表しており、三井住友信託銀行は同フレームワークに則って評価プロセスを構築している。

⁶ 2050 年までに投融资ポートフォリオにおけるカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）を目指す銀行間の国際的な連合のこと。2021 年 4 月に発足した。

<モデル・フレームワークの概要⁷⁾>



UNEP FI では、インパクトの特定においては、インパクト・レーダーで定めた「社会」、「環境」、「経済」の三側面に係るインパクト領域を活用して各企業のインパクトを特定することが推奨されている。なお、インパクト領域は、SDGs17 目標の領域を考慮して設定されている。



⁷⁾ UNEP FI 資金用途を特定しない事業会社のためのモデル・フレームワーク、インパクト分析ツールガイドより、JCR 作成。

3.4 三井住友信託銀行のモデル・フレームワークを活用した評価プロセス

モデル・フレームワークを活用した三井住友信託銀行の PIF/フレームワーク評価プロセスは、以下の通りである。

3.4.1 特定



三井住友信託銀行では、企業がプラスの影響を増大させ、マイナスの影響を管理・抑制するため、中長期的な方針を策定・KPIを策定し、継続的に対応するため、UNEP FIのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー及びインパクト分析ツールで提唱されている手順で包括分析を行うための社内体制及び規定を整備している。

(1) 事業活動全体の理解 (ズームアウト)

UNEP FIモデル・フレームワークに従い、企業活動から社会・環境・経済の三側面にもたらずインパクトを包括的に把握するため、特定の事業活動に着目するのではなく、当該企業の主要な事業活動、事業活動拠点、企業活動に関連するサプライチェーン全般のインパクトを考慮する。

(2) 重要な活動の絞り込み (ズームイン)

次に、評価対象となる企業特有のインパクトを抽出するため、対象企業のマテリアリティ、目標・中期計画、当該企業のインパクトに関連する国際的な基準・イニシアティブ等を考慮する。

(3) インパクトの特定

インパクトの特定にあたっては、モデル・フレームワークで提示された事項⁸を考慮して、インパクトの特定がなされている。

⁸ モデル・フレームワークで求められる事項については、適合性確認内容を参照。

3.4.2 評価

三井住友信託銀行では、インパクトマネジメント体制に関する評価及び特定したインパクトの評価の2段階に分けてインパクト評価を実施している。

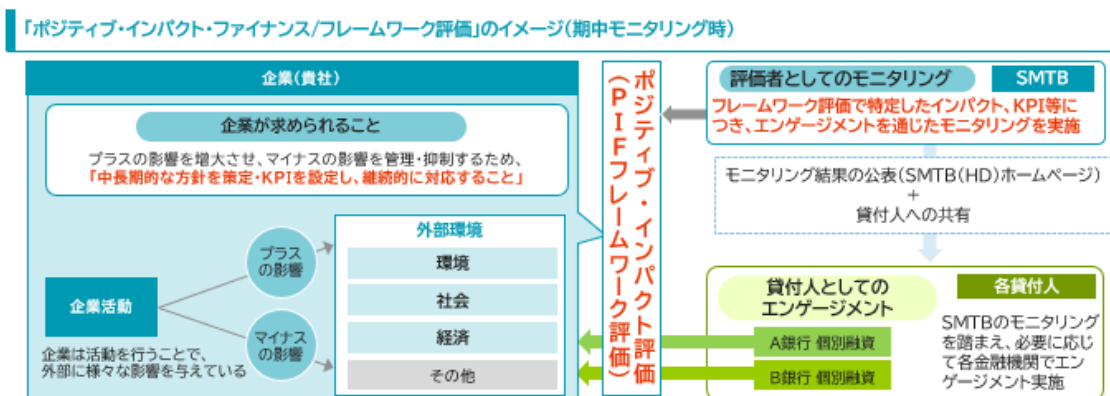
(1) インパクトマネジメント体制の評価

期待されるインパクトの創出には、評価対象企業におけるインパクト管理体制が適切に構築されている必要がある。三井住友信託銀行では、当該体制把握のための分析ツールをUNEP FIのインパクト分析ツールを参照して策定し、インパクトの包括分析を実施する前段階で当該ツールによる分析を実施している。

(2) 特定したインパクトの評価及び KPI の決定

環境、社会、経済の3つの側面で、プラスとマイナスのインパクトを評価する。インパクト評価の目的は、特定したプラスとマイナスの影響に関して、①意図したポジティブ・インパクトの指標、②マイナス影響に対処するための適切な行動、を決定することである。

3.4.3 モニタリング



三井住友信託銀行では、評価対象企業の事業活動から意図されたポジティブ・インパクトが継続して生じていること、重大なネガティブ・インパクトが引き続き適切に回避、低減されていることを定期的・継続的にモニタリングする。なお、各 KPI に係る目標については、PI 評価に基づくファイナンスの契約期間後の目標年度までの施策や、契約期間中に目標年度が到来した場合の後続目標の設定状況等についても確認する。

モニタリングの実施に際し、三井住友信託銀行は、評価企業に対し、統合報告書、サステナビリティブック、ウェブサイト等でサステナビリティに関する定性的、定量的な情報の開示を要請している。三井住友信託銀行は、それらの開示情報やその他の各種公開情報を確認することにより、達成状況等を一義的にはフォローアップする。ただし、イベント発生時においては、評価対象企業から状況をヒアリングすることに努め、必要に応じて対応策等に関するエンゲージメントを行うことも規定で定められている。三井住友信託銀行は目標の進捗度合いにつ

いても併せてモニタリングを行い、その結果について三井住友トラスト・ホールディングスのホームページに開示していく。

なお、モニタリングの結果、評価対象企業のサステナビリティ活動に重大な影響を与える事象（同社のサステナビリティ方針・推進体制の変更、マテリアリティの変更、重要な M&A 等の発生、異常気象の発生や規制の追加等外部環境の重大な変化等）が認められ、PI 評価で特定されたインパクトに変更が生じた場合、あるいは当該インパクトに係る目標・KPI に変更が生じた場合、三井住友信託銀行は PI 評価の内容について更新を行う。

また、PI 評価に基づくファイナンスの資金提供者となった三井住友信託銀行以外の金融機関等は、上記モニタリング結果について三井住友トラスト・ホールディングスのホームページで確認するほか、必要に応じ自らの判断において評価対象企業と直接エンゲージメントを行うこととなっている。

3.4.4 複数のファイナンスで参照可能な PI 評価フレームワークについて

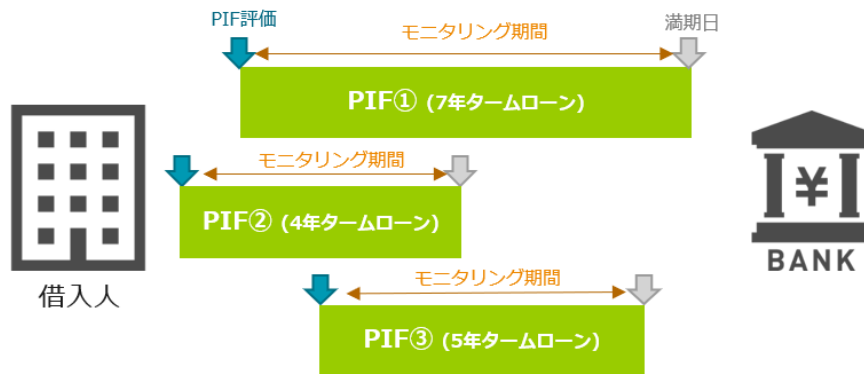
三井住友信託銀行は、従来の個別ファイナンスの評価から、与信ポートフォリオベースのインパクト管理を可能とするより実践的な仕組みとして複数のファイナンスで参照可能な PI 評価フレームワークを開発・導入した。

従来の個別 PIF 評価の枠組みから PI 評価フレームワークに移行したことにより、以下のメリットが期待される。

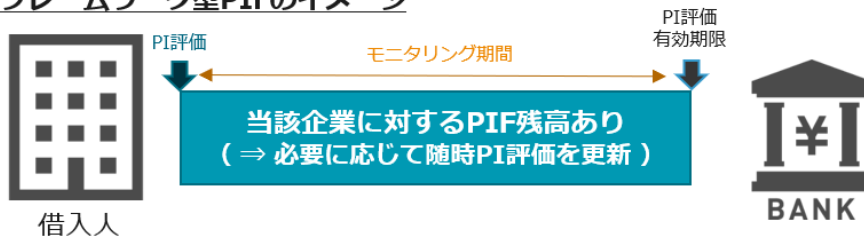
- 個別ローンの期限にとらわれることなく、長期的な企業の目標設定をモニタリングすることが出来る（PI 評価フレームワークとしての目標/KPI を、必要に応じて随時更新）。〈次ページのイメージ①を参照〉
- 企業に対する金融機関・機関投資家からの評価をある程度統一することができる。（三井住友信託銀行はこのフレームワークを他金融機関に展開可能としている。金融機関間で全く同じ評価とはならないが、評価のベンチマークを作ることができる。）〈次ページのイメージ②を参照〉
- コスト・時間の観点から効率的なインパクト評価が可能となる。
- 企業全体のインパクトと融資残高のインパクトを結ぶ素地ができる。

イメージ①

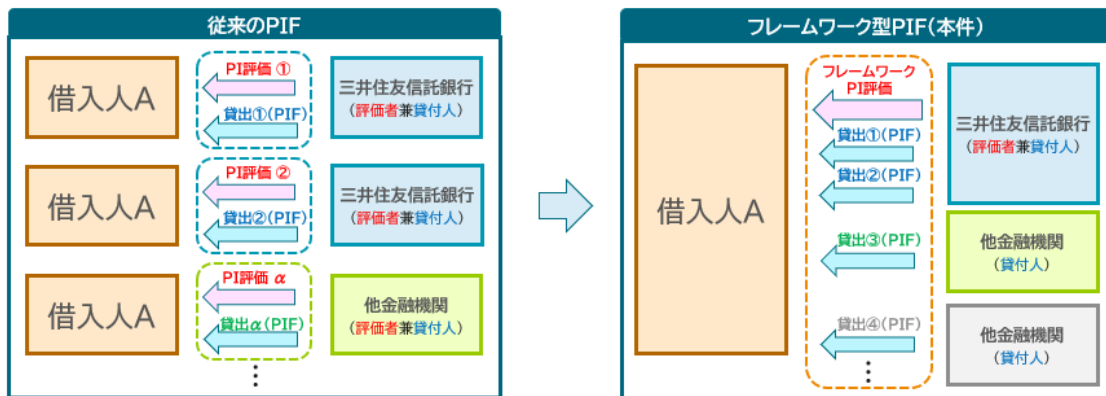
■従来のPIFのイメージ



■フレームワーク型PIFのイメージ



イメージ②



3.5 透明性の担保

三井住友信託銀行は、PIF 第 3 原則の透明性に関する要請に対応するため、以下の対応を行っている。

(1) 投融資先が意図したポジティブ・インパクトについて (原則 1)

三井住友信託銀行の PI 評価フレームワーク及び個別の PI 評価は、外部評価機関からの第三者意見の取得が義務付けられている。また、当該第三者意見は外部評価機関のウェブサイトで開示される。

既往の PIF（または PI 評価）で設定した評価の概要、設定された KPI、当該 KPI に係る進捗状況について、三井住友トラスト・ホールディングスのウェブサイトで開示されている。

- (2) 適格性を判断し、影響をモニターし検証するために確立されたプロセスについて（原則 2）

三井住友信託銀行は、評価の方法及びプロセスを三井住友トラスト・ホールディングスのウェブサイトで開示している。

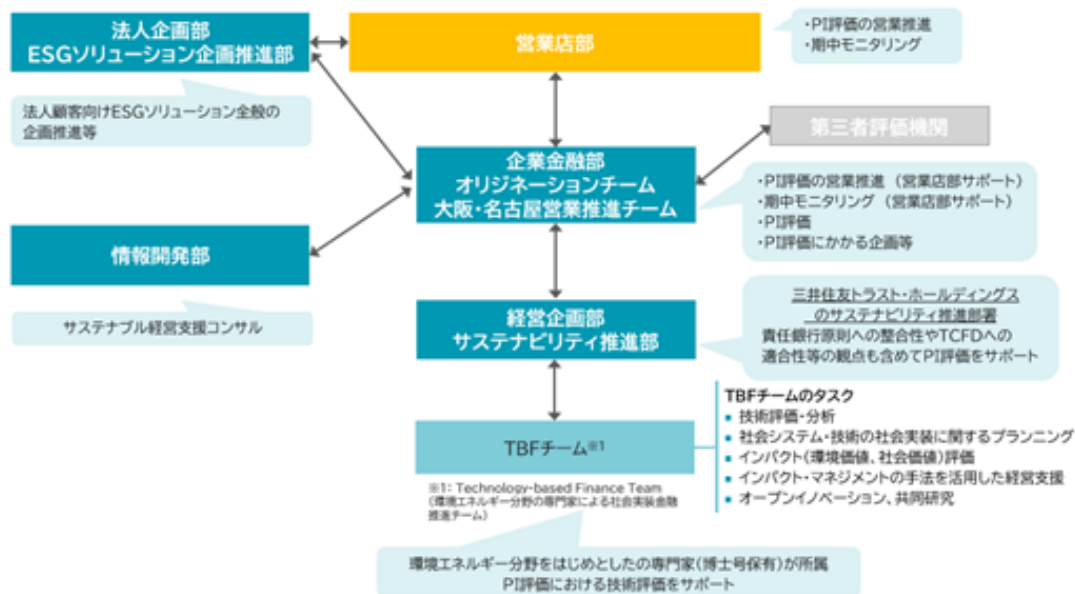
- (3) 投融資先が達成したインパクトについて（原則 4）

評価対象企業は KPI として列挙された事項につき、統合報告書及びウェブサイト等で開示している。

評価対象企業の開示事項につき、三井住友信託銀行は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行う。

3.6 三井住友信託銀行のインパクト評価体制について

三井住友信託銀行では、以下の通り、複数の部門に多数の専門的知見を備えた人材を配置し、PI 評価を実施している。



特に、今般のモデル事業の要件でもある環境に関連したインパクトの把握においては、定量化を図るため、LCA 手法やロジックモデルを活用し、インパクト創出の過程の検討、サプライチェーンにわたるインパクトの定量化に努めている。また、所属メンバー全員が環境エネルギー分野をはじめとした博士号等を保持している専門家集団である Technology Based Finance (TBF) チームによって、科学・技術的な知見に基づいて評価・分析が提供されている。

4 適合性確認の枠組み

本報告書では、IF 基本的な考え方、IF 評価ガイド、PIF 原則、モデル・フレームワークに基づき、本フレームワークの適合性確認を実施した。

環境省のインパクトファイナンスに関する基本的な考え方は、これまでの多様なイニシアティブを基礎にして、そこに比較的共通する基本的な考え方を整理したものという位置づけである。したがって、インパクトファイナンスの共通視点として同文書に提示された以下の3つの観点について、適合性確認を行う。特に3のインパクトファイナンスの基本的流れについては、評価ガイドに詳細が提示されていることから、評価ガイドに記載された事項に対する適合性を確認する。

1. インパクトファイナンスの定義
2. インパクトファイナンスの意義
3. インパクトファイナンスの基本的流れ

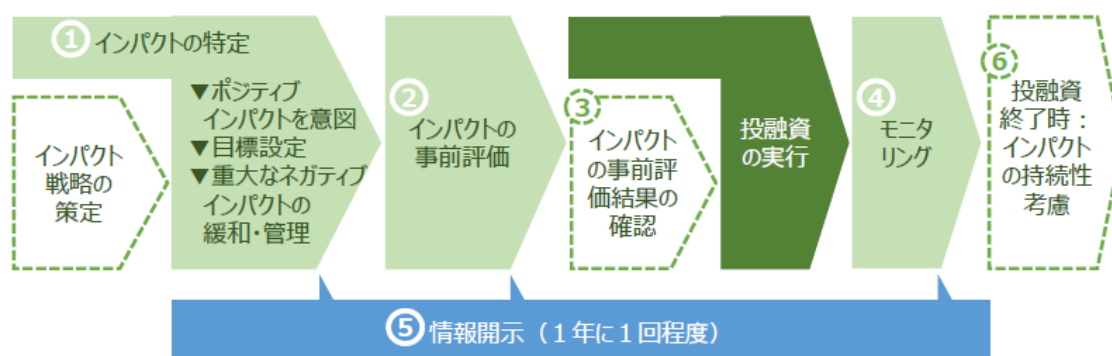
詳細な適合状況については、IF 基本的な考え方及び IF 評価ガイドで参照されており、三井住友信託銀行がフレームワーク策定にあたり準拠している UNEP FI PIF 原則およびモデル・フレームワークの要請事項に従い、確認を行う。

5 IF 基本的考え方及び IF 評価ガイドへの適合性確認

三井住友信託銀行のPI 評価フレームワークは、IF 基本的な考え方及び IF 評価ガイドで示された以下の定義、意義、基本的な流れに係る項目について、いずれにも適合していることを確認した。

内容	適合状況 (確認方法)
1. インパクトファイナンスの定義	
要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブ・インパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図をもつもの	適合している ・フレームワーク ・応募書類 ・ヒアリング
要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの	適合している ・フレームワーク ・ヒアリング
要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの	適合している ・フレームワーク
要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関／投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの	適合している ・フレームワーク ・ヒアリング
2. インパクトファイナンスの意義	
金融機関として、例えば以下の基本的な考え方に列挙されているような、インパクトファイナンスに取り組む意義を明確化しているか。 ・自らの ESG 投融資の理念の実現、社会的支持の獲得と競争力の向上 ・中長期的思考による適切なリスク・リターンの確保に寄与 ・資本市場の持続的・安定的成長と、金融機関/投資家自身の経営基盤の維持・強化	適合している ・フレームワーク ・応募書類 ・ヒアリング
3. 個別の投融資におけるインパクトファイナンスの基本的流れ	
本フレームワークに基づき実行される個別のインパクトファイナンスは基本的な考え方及び評価ガイドで示された基本的流れに則っているか★1。	適合している ・応募書類 ・ヒアリング

★1 評価ガイドで示された基本的流れ



6 UNEP FI PIF 原則およびモデル・フレームワークへの適合性確認

1. PIF 原則との適合

三井住友信託銀行のPI評価フレームワークは、PIF原則で示された以下の項目について、いずれにも適合していることを確認した。

要請事項	適合確認内容
PIF 原則 1	
PIFは、ポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	本フレームワークに基づき実行されるPI評価は、借入人のポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するためのPIFを実施する枠組みと位置付けられている。
PIFは、持続可能な開発の三側面(経済・環境・社会)に対する潜在的なネガティブ・インパクトが十分に特定・緩和され、一つ以上の側面でポジティブな貢献をもたらす。	本フレームワークに基づくファイナンスでは、経済・環境・社会の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定・緩和され、ポジティブな成果が期待される。
PIFは、持続可能性の課題に対する包括的な評価により、SDGsにおける資金面の課題への直接的な対応策となる。	本フレームワークに基づくファイナンスは、SDGsとの関連性が明確化され、当該目標に直接的に貢献しうる対応策となる。
PIF原則は、全カテゴリーの金融商品及びそれらを支える事業活動に適用できるよう意図されている。	本フレームワークに基づくPI評価では、タームローンをはじめとする各種ファイナンスが想定されている。
PIF原則はセクター別ではない。	本フレームワークに基づくPI評価では、借入人の事業活動全体を分析することが想定されている。
PIF原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識し、選ばれたセクターではなくグローバルなポジティブ及びネガティブ・インパクトの評価に基づいている。	本フレームワークに基づくPI評価では、各インパクトのポジティブ・ネガティブ両面が着目され、ネガティブな側面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポジティブな側面を持つ項目にはその最大化を図る目標が、それぞれ設定されている。
PIF 原則 2 フレームワーク	
PIFを実行するため、事業主体(銀行・投資家等)には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発・導入している。また、運営要領として詳細な規程を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。
事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定するための一定のプロセス・基準・方法を設定すべきである。分析には、事業活動・プロジェクト・プログラムだけでなく、子会社等も含めるべきである。	三井住友信託銀行は、モデル・フレームワークに沿って、ポジティブ・インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。
事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格性を決定する前に、一定のESGリスク管理を適用すべきである。	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、UNEP FIから公表されている

要請事項	適合確認内容
	インパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。
事業主体は、金融商品として有効な期間全体に亘り意図するインパクトの達成をモニターするための、プロセス・基準・方法を確立すべきである。	三井住友信託銀行は、モニタリングのためのプロセス・基準・方法を確立している。
事業主体は、上記のプロセスを実行するために、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置すべきである。	三井住友信託銀行には、上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署・担当者が存在している。
事業主体は、上記プロセスの導入について、必要に応じてセカンド・オピニオンや第三者による保証を求めるべきである。	三井住友信託銀行は、体制整備及び個別評価について JCR にセカンド・オピニオンを依頼している。
事業主体は、プロセスを随時見直し、適宜更新すべきである。	三井住友信託銀行は、社内規程によりプロセスを随時見直し、適宜更新している。本適合性確認業務に際し、JCR は 2022 年 8 月改定の同行社内規程を参照している。
ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時に行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる(例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である)。	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記された UNEP FI のインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。
原則 3 透明性	
<p>PIF を提供する事業主体(銀行・投資家等)は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト(原則 1 に関連) ・ 適格性の決定やインパクトのモニター・検証のために整備するプロセス(原則 2 に関連) ・ 資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト(原則 4 に関連) 	<p>本 PI 評価に基づくファイナンスは、外部評価機関からの第三者意見の取得・開示により透明性が確保される。また、評価対象企業は KPI として列挙された事項につき、統合報告書及びウェブサイト等で開示していくことを評価時点で三井住友信託銀行に約束することとなる。評価対象企業の開示事項につき、三井住友信託銀行は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。</p>
<p>事業主体(銀行・投資家等)の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて評価されるべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、本 PI 評価に基づくファイナンスについて、期待されるインパクトを PIF 第 4 原則に掲げられた 5 要素(①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性)に基づき評価している。JCR は、当該インパクトについて第三者意見を述べるに際し、十分な情報の提供を受けている。</p>

2. 資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワークとの適合

三井住友信託銀行のPI評価フレームワークは、モデル・フレームワークで示された以下の項目について、いずれにも適合していることを確認した。

要請事項	適合確認内容
特定フェーズ	
事業会社のセクターや事業活動類型を踏まえ、操業地域・国において関連のある主要な持続可能性の課題、また事業活動がこれらの課題に貢献するかどうかを含めて、事業環境を考慮する。	本フレームワークに基づき実行されるPI評価は、借入人のポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するためのPIFを実施する枠組みと位置付けられている。
関連する市場慣行や基準（例えば国連グローバル・コンパクト10原則等）、また事業会社がこれらを遵守しているかどうかを考慮する。	本フレームワークに基づくファイナンスでは、経済・環境・社会の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定、緩和され、ポジティブな成果が期待される。
CSR報告書や統合報告書、その他の公開情報で公に表明された、ポジティブ・インパクトの発現やネガティブ・インパクトの抑制に向けた事業会社の戦略的意図やコミットメントを考慮する。	本フレームワークに基づくファイナンスは、SDGsとの関連性が明確化され、当該目標に直接的に貢献しうる対応策となる。
グリーンボンド原則等の国際的イニシアティブや国レベルでのタクソノミを使用し、ポジティブ・インパクトの発現するセクター、事業活動、地理的位置（例えば低中所得国）、経済主体の類型（例えば中小企業）を演繹的に特定する。	本フレームワークに基づくPI評価では、タームローンをはじめとする各種ファイナンスが想定されており、ポジティブ・インパクトの発現するセクターや事業活動などを特定することが想定されている。
PIF商品組成者に除外リストがあれば考慮する。	本フレームワークに基づくPI評価では、借入人の事業活動全体を分析することが想定されている。
持続可能な方法で管理しなければ、重大なネガティブ・インパクトを引き起こし得る事業活動について、事業会社の関与を考慮する。	三井住友信託銀行は、インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発・導入している。また、運営要領として詳細な規程を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。
事業会社の事業活動に関連する潜在的なネガティブ・インパクトや、公表されている意図と実際の行動（例えばサプライチェーンの利害関係者に対してや従業員の中での行動）の明らかな矛盾を特定するため、考え得る論点に関する利用可能な情報を検証する。	三井住友信託銀行は、モデル・フレームワークに沿って、インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。
評価フェーズ	
評価の段階では、前の段階で特定された重大なポジティブ及びネガティブ・インパクトを「ズームイン（詳細評価）」することが可能となる。したがって、この段階では、以下を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> 定期的な評価と報告を可能にするために設定したポジティブ・インパクトを意図した指標 ネガティブ・インパクトを低減するための適切な行動計画 	三井住友信託銀行は、詳細評価で求められる左記の事項を満たす評価方法を社内規定に定め、実践している。

要請事項	適合確認内容
<p>データは、事業会社の既存の業務に関するデータから導き出す。事業会社のインパクト・マテリアリティ・マトリックス、既存の活動の環境・社会影響評価、その他の関連データから活動に関連するインパクト指標を推定する。これにより、目標・アクションプラン、KPI を作成する。当該 KPI は、モニタリングの際に事業会社がその目標を達成しているかの確認に使用できるほか、ベースラインとの比較でその事業会社のパフォーマンスを評価できるようになる。</p>	<p>三井住友信託銀行は、詳細評価で求められる左記の事項を満たす評価方法を社内規定に定め、実践している。</p>
<p>企業が予測モデルを用いてインパクトターゲット、アクションプラン、KPI を設定している場合（例 TCFD シナリオ分析など）、直接利用することができる。</p> <p>商品組成者は、事業会社が PI に沿ったビジネスミックスに移行することを支援するために、信頼性が高く、フォワードルッキングなアプローチとツールを活用することが望ましい。これにより事業会社の現在と予想される活動の両方の貢献を分析することが望ましい。</p>	<p>三井住友信託銀行は、詳細評価で求められる左記の事項を満たす評価方法を社内規定に定め、実践している。</p>
<p>事業会社の活動がもたらすネガティブな影響に対する事業会社の管理体制、具体的行動を確認する。例えば以下の点が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネガティブなインパクトの影響範囲を特定するマトリックスなどを作成している。 ・ネガティブ・インパクトを特定・緩和・モニタリングするためのリスク管理システムを有している。 ・リスク管理システムが同業他社と比して同水準かそれ以上である。 ・関連する市場慣行と基準に整合的である（例・国家の法令、IFC パフォーマンス基準、世銀 ESH ガイドライン、国連グローバル・コンパクト等） 	<p>三井住友信託銀行は、詳細評価で求められる左記の事項を満たす評価方法を社内規定に定め、実践している。</p>
モニタリングフェーズ	
<p>モニタリングフェーズは、金融商品の返済期限が到来するまで継続され、場合によっては、改善プログラムや撤退戦略に情報を提供することも考えられる。</p>	<p>本 PI 評価に基づくファイナンスは、本第三者意見の取得・開示により透明性が確保される。また、評価対象企業は KPI として列挙された事項につき、統合報告書及びウェブサイト等で開示することが要請される。当該事項につき、三井住友信託銀行は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。</p>
<p>商品組成・設計者は、特定の金融商品の存続期間を超えても、管理の一環として商品設計・組成者の裁量でモニタリングを続けることができる。</p>	<p>三井住友信託銀行は、PI 評価フレームワークへ移行したことにより、特定の金融商品の存続期間を超えてもモニタリングを続けることができる仕組みを構築している。</p>

要請事項	適合確認内容
<p>モニタリングによって、以下を評価することが予定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業会社の活動から、意図されたプラスの影響が引き続き生じること ・重大なマイナスの影響は、引き続き適切に回避・軽減されていること <p>定期的に（例えば年次または2年ごとの評価などを金融商品の期間にわたって）、また例外的な出来事（例えば事業会社自体またはそのセクター全体に関連する重大な問題または論争、ビジネスモデルの変化、M&A など）が発生した場合には、事業会社のプラス及びマイナス影響に関する情報を入手または更新する。</p> <p>インパクトに関する情報開示を促す。ただし、商品組成・設計者に限定的に公開することができる。</p>	<p>三井住友信託銀行は、モニタリングで求められる左記の事項を満たす評価方法を社内規定に定め、実践している。</p> <p>三井住友信託銀行は、モニタリングで求められる左記の事項を満たす評価方法を社内規定に定め、実践している。</p> <p>三井住友信託銀行は、モニタリングで求められる左記の事項を満たす評価方法を社内規定に定め、実践している。</p>

7 適合性確認機関

本適合性確認等業務は JCR が専門性をもって、効率的かつ効果的な業務の遂行に努めた。

- 株式会社日本格付研究所(JCR)
<https://www.jcr.co.jp/>

確認資料リスト

- ・ 三井住友信託銀行 ポジティブ・インパクト・ファイナンス運営要領
- ・ 三井住友トラスト・ホールディングス ウェブサイト
(ポジティブ・インパクト・ファイナンス開示サイト)
https://www.smth.jp/sustainability/Initiatives_achievements/pif